



## 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について

[2021年5月21日付年金ニュース](#)にてご案内いたしました、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」の[結果が公示](#)されるとともに、本件に係る政令が公布、地方厚生（支）局長等宛の通知が発出されました。

### I. 概要

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「令和2年改正法」）につき、令和4年4月1日から順次施行されること等に伴い、国民年金法施行令等の規定について所要の改正を行うとともに、令和2年改正法附則第97条の規定に基づき所要の経過措置を定めるものとされています。なお、交付された政令及び発出された通知等の詳細については、以下《参考資料》をご確認ください。

《参考資料》

- ・ [官報](#)
- ・ [地方厚生（支）局長等宛て通知](#)
- ・ [パブリックコメント結果](#)

### II. 変更点・施行時期等

主な改正項目の概要は以下の通りです。

表題	概要	施行日
個人型DCの加入可能年齢引き上げに係る見直し	令和2年改正法第22条の規定により、企業型確定拠出年金（以下「企業型DC」という。）及び個人型確定拠出年金（以下「個人型DC」という。）の加入可能年齢が引き上げられることに伴い、個人型DCについて ・国民年金の任意加入被保険者に係る各月の拠出限度額を6.8万円とする ・政令で定める公的年金の給付を受給する者は加入者としなないこととしたため、当該給付を繰上げ受給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金とする等の所要の改正を行う。 (確定拠出年金法施行令（平成13年政令248号。以下「DC令」という。）の一部改正)	<u>2022年5月1日</u>

各種ポータビリティ拡充に係る見直し	令和2年改正法第20条等の規定により、企業型DCから通算企業年金への移換及び確定給付企業年金（以下「DB」という。）の残余財産を個人型DCに移換することを可能としたこと等に伴い、手続規定の整備等の所要の改正を行う。（DC令、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）及び平成26年政令第74号の一部改正）	2022年5月1日
企業型DC加入者の個人型DC同時加入における制限に係る見直し	令和2年改正法第23条の規定により、企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和がなされることに伴い、 ・企業型DCの加入者が個人型DCに加入する場合は、事業主掛金を各月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとする ・企業型DCに加入する個人型DCの加入者は、各月の拠出限度額を2万円（DBの加入者等は1.2万円）（当該月の事業主掛金額が3.5万円（DBの加入者等は1.55万円）を超えたときは超えた額を控除した額）とし、個人型年金加入者掛金を各月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとする 等の所要の改正を行う。（DC令の一部改正）	2022年10月1日
公的年金に係る見直し	① 受給開始時期の選択肢拡大 ② 適用業種に追加される土業の列挙 ③ 厚生年金保険の適用拡大に伴う経過措置 ④ 在職定時改定の導入 ⑤ 在職老齢年金制度の見直し ⑥ 加給年金の支給停止ルールの改善 ⑦ 国民年金手帳の廃止 ⑧ 年金担保貸付事業等の廃止 その他、条項の移動を踏まえた改正等がなされます。また、繰上げ減額率の引下げ、および、加給年金の支給停止等に関しては所要の経過措置等が設けられます。	2022年4月1日 …①、③～⑧ 2022年10月1日 …②、③の一部 2023年4月1日 …①（5年前繰下げみなし増額に係る改正部分に限る） 2024年10月1日 …③の一部

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-5404-3081